

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みやこ町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県みやこ町長

公表日

令和7年1月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律の規定に従い、以下の事務を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、福岡県後期高齢者医療広域連合に提供し、被保険者の提供を受ける。 ②被保険者の資格の管理に関する申請・届出の受付並びに被保険者証の交付及び返還の受付をする。 ③医療給付(高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等)の申請・届出の受付をする。 ④医療給付(高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等)の連携情報を管理する。 ⑤被保険者及び同一世帯の宛名情報の特定や突合を行う為、共通宛名情報を管理する。 ⑥保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を、福岡県後期高齢者医療広域連合に提供する。 ⑦特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ⑧福岡県後期高齢者医療広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(変更)納入通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑨徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム(MCWEL) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者資格ファイル、後期高齢者給付ファイル、後期高齢者賦課ファイル、後期高齢者収滞納ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みやこ町役場 保険福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2516

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取り扱いに関して手作業となった場合、複数人によるダブルチェックを行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	システムへのアクセス権限を利用する事務担当職員ごとにログインIDとパスワードを設定し、ログイン時に生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスすることで、物理的な安全対策を講じているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康づくり課	保健福祉課	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 荒巻 誠	保健福祉課長	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号824-0892 総務課 行政・改革推進係 所在地:福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 番地電話:0930-32-2511 ファックス:0930-32-4563 E-mail:soumu@town.miyako.lg.jp	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	郵便番号824-0892健康づくり課 医療保険係 所在地:福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2725 ファックス:0930-32-4563 E-mail:kenkou@town.miyako.lg.jp	みやこ町役場保健福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2516	事後	
令和1年6月27日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	—	令和1年7月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	—	令和1年7月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策		様式変更に伴う追加	事前	
令和6年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事後の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)の規定に従い、以下の事務を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入力し、福岡県後期高齢者医療保険広域連合に提供し、被保険者の提供を受ける。 ②被保険者の資格の管理に関する申請・届出の受付並びに被保険者証の交付及び返還の受付をする。 ③医療給付(高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等)の申請・届出の受付をする。 ④医療給付(高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等)の連携情報を管理する。 ⑤被保険者及び同一世帯の宛名情報の特定や突合を行う為、共通宛名情報を管理する。 ⑥保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を、福岡県後期高齢者医療広域連合に提供する。 ⑦特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ⑧福岡県後期高齢者医療広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(変更)納入通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑨徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第81号)の規定に従い、以下の事務を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入力し、福岡県後期高齢者医療広域連合に提供し、被保険者の提供を受ける。 ②被保険者の資格の管理に関する申請・届出の受付並びに被保険者証の交付及び返還の受付をする。 ③医療給付(高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等)の申請・届出の受付をする。 ④医療給付(高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等)の連携情報を管理する。 ⑤被保険者及び同一世帯の宛名情報の特定や突合を行う為、共通宛名情報を管理する。 ⑥保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を、福岡県後期高齢者医療広域連合に提供する。 ⑦特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ⑧福岡県後期高齢者医療広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(変更)納入通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑨徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。	事後	誤記による修正
令和6年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項、別表第一項番59 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令)第46条	1.番号法第9条第1項 別表第一 第59の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉課	保険福祉課	事後	誤記による修正
令和6年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長	保険福祉課長	事後	誤記による修正
令和6年3月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2511	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	みやこ町役場保健福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2516	みやこ町役場保険福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2516	事後	誤記による修正
令和6年3月1日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和6年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年3月1日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和6年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報がファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)の規定に従い、以下の事務を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入力し、福岡県後期高齢者医療広域連合に提供し、被保険者の提供を受ける。 ②被保険者の資格の管理に関する申請・届出の受付並びに被保険者証の交付及び返還の受付をする。 ③医療給付(高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等)の申請・届出の受付をする。 ④医療給付(高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等)の連携情報を管理する。 ⑤被保険者及び同一世帯の宛名情報の特定や突合を行う為、共通宛名情報を管理する。 ⑥保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を、福岡県後期高齢者医療広域連合に提供する。 ⑦特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ⑧福岡県後期高齢者医療広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(変更)納入通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑨徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。	高齢者の医療の確保に関する法律の規定に従い、以下の事務を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入力し、福岡県後期高齢者医療広域連合に提供し、被保険者の提供を受ける。 ②被保険者の資格の管理に関する申請・届出の受付並びに被保険者証の交付及び返還の受付をする。 ③医療給付(高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等)の申請・届出の受付をする。 ④医療給付(高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等)の連携情報を管理する。 ⑤被保険者及び同一世帯の宛名情報の特定や突合を行う為、共通宛名情報を管理する。 ⑥保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を、福岡県後期高齢者医療広域連合に提供する。 ⑦特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ⑧福岡県後期高齢者医療広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(変更)納入通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑨徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項 別表第一 第59の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	番号法第9条第1項 別表85の項	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険福祉課長	課長	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みやこ町役場総務課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2511	みやこ町役場 総務課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	みやこ町役場保険福祉課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2516	みやこ町役場 保険福祉課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2516	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用 ②法令上の根拠	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
令和7年1月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	水準例の提示(保護委員会)による見直し
令和7年1月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対応は十分か	十分である	—	事後	誤記による変更
令和7年1月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対応は十分か	十分である	—	事後	誤記による変更
令和7年1月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
令和7年1月28日	V リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更